

## 令和6年度第1回旭川市契約審査委員会の議事概要

日 時 令和6年8月2日(金) 15時00分～16時50分  
場 所 旭川市総合庁舎7階 会議室7B  
出席者 委員 浅田委員長  
大石委員  
小関委員  
土田委員  
土木部 土木建設課建設第2係主査  
水道局 経営企画課課長補佐  
経営企画課契約係主査  
市立旭川病院 経営管理課管理係長  
経営管理課管理主査  
事務局 総務監  
契約課長  
契約課主幹

### 1 開 会

委員長から挨拶。

事務局から本日の出席委員は4名で定足数に達していることから会議は成立していることを報告。

### 2 審議・報告事項

#### (1) 令和5年度(下半期)の入札・契約手続の運用状況等についての報告

・発注, 指名停止等について(市長部局)

(委員長) 令和5年度下期の運用状況等の報告をお願いします。

(事務局) (契約課から, 資料1から資料4まで及び資料6について報告。)

(委員長) ただいま, 旭川市から報告を受けたところでありますが, 何か意見等がありますか。

(委員) 資料1の落札率についてですが, ここ数年は割と100%に近い数字が多く並んでいたような記憶があるのですが, 今回は90%付近のものが多い。平均落札率も令和4年上期から令和5年上期までは95%を超えているが, 今回は工事や入札の条件変更など, 何か理由があったのでしょうか。

(事務局) 特に変更したところはなく, 例年どおりではあります。特に下期に関し

では、補正予算を組んで「土木B」という業種を大量に発注する時期があり、この業種の工事は業者の持つ積算システムの精度が高いため、最低制限価格と同額での入札が多い傾向にあります。最低制限価格と同額となると、大体落札率が92%前後になりますので、土木Bの発注が多い下期の方が落札率が低くなっていると考えられます。

(委員) わかりました。もう一点、資料2の指名停止情報についてですが、説明の中で、理由が罰金刑と社員逮捕とのことでしたが、これは何か刑事処分が無い限りは指名停止にならないということでしょうか。

(事務局) 旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領というものを設けており、例えば、事業者側の過失により工事中に事故を起こした場合や、旭川市に対して提出する資料等に虚偽記載があることがわかった場合、契約に違反した場合など、刑事処分以外でも指名停止を行っています。

(委員) 今回はたまたま全て刑事的なものだったということですか。

(事務局) はい。

(委員長) ほかに意見等がありますか。

(意見等なし。)

それでは、この報告について了承したということにいたします。

## (2) 抽出事案の審議

・今回抽出事案の審議(市長部局)

(委員長) 抽出委員から抽出理由についての報告をお願いします。

(委員) 抽出条件としては、条件付き一般競争入札で入札参加申請者が最多の1件としています。

趣旨としては、従前は入札の結果に注目した抽出を行い、複数の事例を横断的に検討するといった抽出の方法が多かったと思いますが、今回は、実際の入札資料等をできるだけ詳しく説明してもらい、入札の過程を知りたいと考えています。その代わりに、資料が多くなるため、件数としてはそれぞれ1件とします。

新しい視点が得られるかどうかはわかりませんが、これまで個人的に事務局の説明を聞いてもリアリティを持って感じる部分が少なく、よくわからない部分もあるので、新たな試みとしてより具体的に説明してもらえると勉強になるかと考えました。

(委員長) それでは、旭川市から抽出事案についての説明をお願いします。

(事務局) (契約課から資料5について説明)

(簿冊について説明)

(執行伺、設計図書、図面について説明)

(建設業者選定委員会、選定部会について説明)

(公告について説明)

(入札、開札について説明)

(抽出事案の開札結果について説明)

(くじについて説明)

(予定価格について説明)

(契約の締結について説明)

(委員長) 説明ありがとうございます。確かに長年この委員会をやっていますが、こういうことを説明してもらうのは初めてで大変面白かったです。

では審議に移りますが、抽出委員から何かありますか。

(委員) 入札金額が全て同じですが、これは先ほど説明があった積算システムによるものですか。

(事務局) はい。土木に関しては単価等が公表されているので、設計の数量等を入力すると積算されるシステムがあるようです。

(委員) これは土木B以外を対象とした場合には、違う金額が出てくる可能性はあるのですね。

(事務局) はい、例えば建築であれば金額が違っております。これは部材等の設計単価を、複数社から取った見積額から積算しており、その見積額は公表していないため同額を算出することができないためです。

(委員) 同額で入札されることに起因する問題等はあまり考えられないですか。

(事務局) 旭川市としては、工事の品質やダンピング防止等の観点から最低制限価格を決めており、これと同額ということは最小の経費で適切な工事がなされると判断しており、問題はないと考えています。

(委員) 落札制限により同一業者が複数の工事を落札することはないとのことでしたが、下請については規制がないのであれば、別の業者が落札していても結局下請として行う業者は同じであるということはないのですか。

(事務局) いくつかの工事で同一の下請業者が請負うということはあると思いますが、人員や機材の関係から請負う件数も限られると考えられますし、下請を出す場合は工事発注課に下請の届出を提出させており、一定の管理はしています。

(委員) 例えばカルテルのようなものがあって、実際はどの業者が落札しても、下請に入って施工する業者が決まっている、というようなことは起きないですか。

(事務局) それは想定できないと思います。下請業者は落札業者よりも比較的企業規模が小さく、工事の中の一部の業務、例えばアスファルトを敷く部分だけを請負うなどといった形になっています。

(委員) 落札後に別の工事を落札している業者へ下請けを出すことは可能ですか。

(事務局) 下請けに入ることは制限していません。一括下請は禁止されているので、工事全てを別の業者にお願いすることはできないので、工事の一部を

別の落札業者に下請として入ってもらうことは、民間同士の契約になるので、そこを市で制限することはできません。

(委員) 実質的に落札者がくじで決まる場合、無規制に下請契約ができるのであれば、くじを引く人を業者同士で話し合っって工事を振り分けられるのではないかと、抽象的には思ったのですが、実際は下請の部分も管理されているということで、大きな問題はないという認識ですか。

(事務局) 先ほど説明しました2月に大量に土木Bの発注をかけるのは、経済効果のために行うのですが、このときは入札を予想できる業者の数よりも多い件数を発注しています。そのため、入札をした全ての事業者に工事が行き渡るようになっており、今回の3月14日に開札したのも、最終的には全業者が落札制限による失格となって不落札になったものが5件あります。旭川市としてはやりたいと手を挙げている事業者には1つの工事は落札できるよう機会を設けています。

(委員) 入札制度の問題と、全業者に行き渡ったから問題ないという部分は少し違うのではないかと思います。抽象的な話なのですが、この規程を見ていると少し気になりました。

(委員長) いまの事務局の説明に関連して、不落札になるものが出るという話でしたが、その後その工事はどうなるのですか。

(事務局) 新年度になってからもう一度発注しますので、予定していた工事自体は全て実施されます。

(委員長) わかりました。

ほかの委員からは、本件に関して何かありませんか。

(委員) 調査基準価格について、要領で決められていますが、これは予定価格決定権者が都度計算しているのですか。

(事務局) 設計書を作成するとき、同時に計算される形になっています。

(委員) 今回入札に参加した44社が全て最低制限価格と同額ですが、先ほど積算システムの話がありましたが、市も事業者も同じシステムを使っているということですか。

(事務局) 公共機関が使用しているシステムと民間のシステムは別ものになっています。ただ公共機関のシステムとほぼ同じようなシステムを民間でも作っており、それを各事業者が買ったりライセンス使用料を払ったりして使っているというのが実態だと思います。

(委員長) 土木に関しては単価が公表されていますが、どうしても落札したければ入札額を下げようとして、最低制限価格と同額まで下がってしまう。そうすると、制限価格自体を色々見直す必要はないのだろうかという疑問が起きます。

(事務局) 設計金額が2500万以上の工事になると、有効な入札の平均を基に計算し直したものを制限価格にする制度になっているので、調査基準価格よりも低い金額で入札してきますし、最低制限価格を下回って失格となる事業者が出ることもあります。

(委員長) わかりました。そのほかに質問等がありますか。

(質疑等なし。)

それでは、市長部局の審議を終了します。

### (3) 令和5年度(下半期)の入札・契約手続の運用状況等についての報告

・発注、苦情処理等について(水道局)

(委員長) 水道局から運用状況等の報告をお願いします。

(水道局) (水道局から、資料1から資料3まで及び資料5について報告)

(委員長) ただいまの水道局から報告について、何か質問等がありますか。

(質疑等なし。)

それでは本件は報告を了承したものとします。

### (4) 抽出事案の審議

・今回抽出事案の審議(水道局)

(委員長) 水道局から抽出事案についての説明をお願いします。

(水道局) (水道局から資料4抽出事案について説明)

(契約の流れについては市長部局と同様のため説明を省略)

(委員長) 抽出委員から何かありますか。

(委員) 説明の中で最低制限価格未満のため失格とありましたが。

(水道局) これは入札書の記載間違いだと考えられます。19と記載するところを16と記載してしまったために300万安く入れてしまった。確認はしてませんが、工事内訳書には19で入っていますので、記載ミスだと考えられます。

(委員) この工事も先ほどの市長部局と同じように、最低制限価格と同額で入札される工事なのですか。

(水道局) はい。舗装工事ですので、ほぼ土木と同様の工事で、積算システムで最低制限価格と同額で入札されて、くじになります。

水道局では発注件数が少ないのですが、土木と舗装については最低制限価格と同額になりますが、それ以外の水道施設工事は、業者が少ないこともあり調査基準価格での争いにはならず、もう少し金額が高く入札されます。

(委員) 市長部局と同じ質問になりますが、実質的にくじ引きになっていることについては水道局ではどう考えていますか。

(水道局) 市長部局と同様の見解です。

(委員 長) ほかに質問等がありますか。

(委員) 確認なのですが、最低制限価格を決めるとき、公契約条例、労働者の賃金等、そういったことも勘案して金額は決められているのですか。

(水道局) はい、最低制限価格の算出の根拠としては、そういったことも含めて決定していますが、これは旭川市独自の数字ではなく、北海道や他の自治体もほぼ同じ算定方法をとっており、これを踏まえた形で決定しています。

(委員 長) ほかに質疑等がありますか。

(質疑等なし。)

それでは、水道局の審議を終了します。

(5) 令和5年度（下半期）の入札・契約手続の運用状況等についての報告

・発注・苦情処理等について（市立旭川病院）

(委員 長) 市立病院から運用状況等の報告をお願いします。

(市立病院) （市立病院から資料1から資料3まで及び資料5について報告）

(委員 長) ただいま、市立病院から報告を受けたところでありますが、何か質疑等がありますか。

(質疑等なし。)

それでは、この報告について了承したということにいたします。

(6) 抽出事案の審議

・今回抽出事案の審議（市立旭川病院）

(委員 長) 抽出事案についての説明をお願いします。

(市立病院) （市立病院から資料4抽出事案について説明）

(契約の流れについては市長部局と同様のため説明を省略)

(委員 長) 何か質問等がありますか。

(委員) 工事の内容ですが、ポンプの取替工事とはどのような工事なのですか。

(市立病院) 実際にポンプを入れ替える工事なのですが、まず病院の入院病棟の改築が平成7年にあったのですが、それに先立ちポンプの作製工事を平成5から6年にかけて行いました。それから現在まで一度も交換を行っていませんでしたので、2年前に調査を実施したところ、交換した方がよいとの結果だったため、今回交換工事を実施しました。

(委員 長) ほかに質問等がありますか。

(質疑等なし。)

それでは、市立病院の審議を終了します。

3 電子入札・電子契約システムの導入について

(委員 長) 電子入札・電子契約システムの導入について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 旭川市では電子入札・電子契約の導入について取り組んできましたが、

今年度に予算化されたため、令和7年4月から運用開始を予定しています。現在はそこに向けてシステムの設定作業等を行っているところです。

電子入札を導入した場合の変更点についてですが、まず発注については、これまで市のホームページでの公告が中心でしたが、そのほかに専用のサイトを設け公表します。また、設計図書については、これまで販売店で購入する必要があったのですが、ダウンロードサイトを構築し、そこから無料でダウンロードしてもらい入札金額を検討する形となります。そして、これまで紙で入札書に金額を記入して郵送していたものは、電子入札システムに金額を入力して登録する流れとなります。

また、この電子入札を行うためには、システムで決めている民間の認証局、これは6社ほどあるのですが、こちらから自身の会社で間違いないという証明をするための認証カードを購入し、そのカードをセットした上で入札金額を入力、登録するという形になります。旭川市が導入する電子入札システムは現在北海道が使用しているシステムと同じものになるので、北海道で電子入札をしている事業者については、そのまま同じ認証カードを利用できます。

次に電子契約についてですが、まだどこのシステムを導入するか検討中で契約までは至っておりませんが、どのシステムを導入するにせよ、手続の流れはほぼ同じとなるので、資料にイメージ図を載せました。

まず、落札者決定後に旭川市が契約書を電子契約システムにアップロードします。同時に落札業者に通知のメールが届くので、届いた事業者は、メールに書かれているシステムのアドレスにアクセスして契約書の内容を確認し、問題がなければシステム内で承認し、それをもって契約が完了するという流れとなります。

なお、電子契約の大きなメリットとしては、紙の契約書を交わさないことで、事業者が印紙税を負担する必要がなくなります。

現状はこのような形で電子入札・電子契約の導入について作業を進めています。システムの操作方法などについては、年内を目処に各事業者に対して説明会を開催し、さらにネット上に説明動画を配信することもシステムの会社と協議しているところであり、できるだけスムーズな導入に努めていきたい考えです。

(委員長) 電子入札・電子契約について、来年度からいよいよ導入となるということですが、何か質問はありますか。

(委員) 電子入札について、認証カードの会社が6社ほどあるということでしたが、それをどの会社にするかは決めているところなのですか。

(事務局) どこの会社の認証カードを取得するかは各事業者の判断になります。調べたところ、金額については5年間で安いところでは4万4000円ほどで、高いところだと6万6000円ほどします。事業者の方で判断して選択することになります。

- (委員) システム自体を選ぶのは市ですか。
- (事務局) 電子入札システム自体は市が決定します。それに関しては選定が終わっており、株式会社HARPという会社と契約を行いました。ここは北海道の入札システムを運営している会社で、北海道が導入していることによって他社のシステムよりも安く利用できるということもあり、選定しました。
- (委員) 電子入札システムと電子契約システムは別々のシステムということですか。
- (事務局) はい、電子入札については株式会社HARPを選定しており、電子契約については何社かサービスを提供している会社があり、その中でどこを選定するか検討している最中です。
- (委員長) 電子入札はすでに導入している自治体はありますか。
- (事務局) はい、まずは北海道が導入しており、ほかには札幌市、恵庭市、苫小牧市などが導入済みです。
- (委員長) 事業者と市それぞれでメリットをまとめるとどのようになりますか。
- (事務局) 事業者にとってのメリットは、一つは経済的な負担が少なくなります。今までは手間をかけて郵送で入札をしていたものが、システム上に数字を入力することによって入札ができるので、郵送費が必要なくなります。また、契約に関しては先ほどもお話しした、印紙税の負担が必要なくなります。これが結構大きく、例えば今期報告した契約で一番高い契約で、契約金額が5億から10億のものだと、16万円の印紙を貼らなければいけないので、この負担がないのは、事業者にとってメリットとなると思います。
- 市にとってのメリットは、今までは例えば先ほどの抽出案件では44社から入札がありましたが、これは44通の封筒を全て開けて、入札書を広げて、内容を全てチェックしているため、1件1件の開札をするのに非常に時間がかかっていたのですが、これが全て電子入札になれば、予定価格や最低制限価格など必要な情報を入力して、開札を実行すれば結果がすぐに出てくることとなりますので、開札の時間が相当に短縮されるのではないかと期待しています。
- それがうまくいくかどうかは、実際に運用してみなければわかりませんが、電子的なものなので、通信障害が起こったらどうなるのか等、後ろ向きの考えもないわけではないですが、うまくいけば双方メリットは多いのではないかと考えています。
- (委員長) これは来年度から導入ということなので、委員会としてはしばらく様子を見るということですね。
- (事務局) 次回1月の委員会の中では、最終的にこのような形で進めるという御報告ができると思います。今回は途中経過として御報告させていただきました。



#### 4 その他

- ・ 次回の抽出委員の確認について  
次回の抽出事案の審議案件に係る抽出委員を委任した。
- ・ 次回委員会の日程について  
令和7年1月24日（金）午後1時から実施することとした。

#### 5 閉 会

以上